

戸田市こども医療費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 3 号

戸田市こども医療費条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市こども医療費条例施行規則（昭和 5 9 年規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金」を「D X 審査支払機構」に改め、同条第 3 項ただし書、第 7 項及び第 8 項中「支払基金」を「D X 審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。